

# たけのこ生産者の皆様へ (出荷制限・出荷自粛解除済6市町)

平成26年2月26日  
千葉県農林水産部森林課

## 1 解除の概要

平成25年10月23日付けで、6市町（木更津市、市原市、船橋市、八千代市、芝山町、香取市）産のたけのこに対する出荷制限・出荷自粛が条件付きで解除されました。

## 2 たけのこを出荷・販売するためには

たけのこ出荷制限・出荷自粛解除済6市町産のたけのこを出荷・販売するためには、当該6市町が発行する証明書が必要です。証明書が発行される条件については、各市町にお問い合わせください。

※ 当該6市町産のたけのこは、証明書がないと出荷・販売ができませんので、御注意ください。

## 3 たけのこ検査体制の概要（平成26年2月26日現在）

区分	市町村	出荷可能条件
出荷制限・ 出荷自粛 継続中市町村	柏市、我孫子市、白井市 栄町、流山市、印西市	出荷・販売できません。(※)
出荷制限・ 出荷自粛 解除済市町村	木更津市、市原市、船橋市 八千代市、芝山町、香取市	6市町が発行する証明書により 出荷・販売可能となります。
その他の 市町村	上記以外	県の出荷前検査1又は3検体終了 後、出荷・販売可能となります。

※ 出荷制限・出荷自粛継続中の品目は、検査の結果が基準値（100 Bq/kg）以下であっても出荷・販売できません。

解除や他品目の出荷制限・出荷自粛の状況は、下記にお問い合わせください。

## 4 お問い合わせ先

お 問 い 合 せ 先	木更津市経済部農林水産課	電話0438(23)8445
	市原市経済部農林業振興課	電話0436(36)4187
	船橋市経済部農水産課	電話047(436)2490
	八千代市産業活力部農政課	電話047(483)1151
	芝山町まちづくり課	電話0479(77)3917
	香取市経済環境部農政課	電話0478(50)1258
	千葉県北部林業事務所（香取、海匝、山武、長生地域）	電話0475(82)3121
	千葉県北部林業事務所印旛支所 （市原市を除く千葉、東葛飾、印旛地域）	電話043(483)1130
	千葉県中部林業事務所（市原市、君津地域）	電話0439(55)4970
	千葉県南部林業事務所（夷隅、安房地域）	電話04(7092)1318